



2019年11月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 福 岡 中 央 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 古 村 至 朗  
(コード番号 8540 福証)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長 岡 野 み ゆ き  
(TEL 092-751-4429)

### 第三者割当による第1回A種優先株式発行に関するお知らせ

株式会社福岡中央銀行（取締役頭取 古村 至朗）（以下「当行」といいます。）は、本日開催の当行取締役会において、下記のとおり第三者割当により当行第1回A種優先株式を発行（以下「本件第三者割当」といいます。）することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件第三者割当については、2019年6月27日開催の定時株主総会において本件第三者割当に必要な定款変更に係る議案が承認されております。

#### 記

### I. 第三者割当による第1回A種優先株式の発行について

#### 1. 第1回A種優先株式の概要

(1) 払込期日	2020年3月10日
(2) 発行新株式数	300,000株（上限）
(3) 発行価額	1株につき10,000円
(4) 調達資金の額	3,000,000,000円（上限）
(5) 募集または割当方法	第三者割当の方法によります。 割当予定先につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。 なお、割当予定先は2020年1月29日に決定する予定です。
(6) その他	詳細は別紙（株式会社福岡中央銀行第1回A種優先株式発行要項）をご覧ください。  第1回A種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。  第1回A種優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。  全ての事項につき株主総会の議決権はありません。  2027年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」といいます。）が到来したときは、金銭を対価として当行が第1回A種優先株式の全部または一部を取得できる旨の取得条項が付されています。  また、2030年4月1日に、普通株式を対価として当行が当該期日に残存する第1回A種優先株式の全てを取得する（以下「一斉取得」といいます。）旨の取得条項が付されています。  上記各号については、本件第三者割当に係る金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件としております。

（注）発行株式数および調達資金の額は、2020年1月29日に最終的に決定される予定です。

## 2. 募集の目的および理由

当行は、「福岡県内を営業地盤に中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域の皆さまに親しまれ、信頼される銀行を目指して、「ハート・ツー・ハート」の業務活動を展開し、金融サービスの充実と健全経営、地域社会への貢献に努めております。その使命と役割を果たしていくためには内部留保の蓄積に努めるとともに、バーゼルⅢ国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保することによって、安定的な収益基盤の強化と地域社会への持続的な貢献を続けていくことが必要と考えております。

当行のように国内業務のみを営む銀行等（国内基準行）の自己資本比率の最低所要水準（注1）は4%である一方、現在の自己資本比率は7.25%と十分に最低所要水準を上回っておりますが、この水準をさらに高めていくことが、当行の安定的な収益基盤の強化と地域社会への持続的な貢献にとって必要であると考え、自己資本比率を維持・向上させる方策を検討しております。

かかる背景の下、当行は、上記の課題を解決するに当たって、その全額をコア資本（注2）に算入可能という商品性を有している第1回A種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

本件第三者割当による調達資金は約30億円（上限）ですが、第1回A種優先株式はその全額をコア資本に算入可能であるため、前述した当行の自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）の維持・向上を図ることができると考えております。さらに、下記「3.（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当該手取金（約29億円（上限））については、運転資金として貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての金融仲介機能を継続的に発揮していくことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点から、本件第三者割当による調達資金の所要金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化にともなう既存株主の権利等への影響を可及的に回避するために、即時の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しない第1回A種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。

この点について、第1回A種優先株式は普通株式を対価とする取得条項が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第1回A種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。また、第1回A種優先株式は、発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、第1回A種優先株式が普通株式に転換されることなく、普通株式に係る希薄化は生じません。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、当該行使可能日以降、金銭を対価とする第1回A種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

以上のように総合的に検討した結果、当行は第1回A種優先株式の第三者割当を選択したものであります。

（注1）自己資本比率に関して、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成十八年金融庁告示第十九号）（以下「銀行告示」といいます。）が定められており、国内基準行については銀行告示第37条において単体自己資本比率の最低水準が規定されております。

（注2）「コア資本」とは、金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、普通株式（および普通株式へ強制的に転換される条項の付いた優先株式）と内部留保で構成されます。国内基準行では自己資本への算入が認められるのはコア資本のみとされております。

### 3. 調達する資金の額、使途

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）（予定）

払込金額の総額	3,000,000,000 円（上限）
発行諸費用の概算額	65,000,000 円
差引手取概算額	2,935,000,000 円

※ 払込金額の総額は、本件第三者割当により第1回A種優先株式に係る発行株式数の上限である300,000株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は2020年1月29日に最終的に決定される予定です。

発行諸費用の概算額は、登録免許税、第1回A種優先株式の価値算定費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

第1回A種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限2,935,000,000円については、払込期日以降に運転資金として主に福岡県内の一般事業先への貸出金に充当する予定です。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的および理由」に記載のとおり、第1回A種優先株式はその全額をコア資本として算入できる要件を満たしております。

上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本件第三者割当による手取金約29億円による資本の一段の上積みにより、当行の自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）の安定的な維持・向上を図ることができます。さらに、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当該手取金約29億円については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を一層果たすことができると考えております。

このように、本件第三者割当によって、自己資本の増強および財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上に資するものであること、さらには上述した地域金融機関としての金融仲介機能を継続的に発揮していくことができることから、資金使途について十分な合理性があるものと判断いたしました。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当行は、第1回A種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関であり、金融機関による同種の第三者割当における外部算定機関として実績が豊富であり、当行との利害関係がない株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）に第1回A種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、第1回A種優先株式の権利内容を検討し、その主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて第1回A種優先株式の価値算定を実施し、本日付で、当行は第1回A種優先株式の理論価値に係る株式価値算定書を取得しております。

当行は、上記株式価値算定書における前提条件およびその評価手続について不合理な点は特になく認識しており、払込金額の決定にあたっては、上記株式価値算定書における第1

回A種優先株式の理論価値のレンジである1株あたり9,947円～10,162円を参考にしておりますが、当該株式価値算定書における第1回A種優先株式の評価に留まらず、これに加えて、当行が現在置かれた事業環境・財務状況およびわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、金10,000円を第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額とすることを決定しております。かかる払込金額は、上記株式価値算定書における理論価値と同水準であり当行としては第1回A種優先株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、本日開催の当行取締役会にて、監査等委員会の意見として、本件第三者割当については、払込金額の決定にあたって参考とされた株式価値算定書に示される理論価値は、金融工学により一般的に認められた合理的な算定方法によるものであること、第1回A種優先株式の理論価値に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと及び第1回A種優先株式の払込金額はかかる理論価値の範囲に含まれること等を踏まえ、第1回A種優先株式の発行に係る過程において当行取締役会から提出された資料、当行取締役会から受けた報告及び説明、外部専門家からの直接の助言、上記株式価値算定書等を前提として、発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性についての当行の上記判断には、法令に違反する重大な事実はなく、合理性を有するものと認め、第1回A種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件も考慮し、本件第三者割当における払込金額が割当を受ける者に特に有利な金額には当たらないと解するのが相当であるとの意見の表明がなされております。

## (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行は、第1回A種優先株式を300,000株発行することにより、総額30億円(上限)を調達いたしますが、上記「2. 募集の目的および理由」に記載のとおり、本件第三者割当は当行の自己資本の維持・向上を目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金用途およびそれが合理性を有していることに照らしますと、第1回A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、第1回A種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第1回A種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません(第1回A種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)は付されていません)。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2027年4月1日以降、金銭を対価とする第1回A種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に当該一斉取得条項が行使された場合には、当行は第1回A種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となった第1回A種優先株式の数に第1回A種優先株式の発行時の払込金額相当額(1株当たり10,000円)および経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)における当行普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)となりますが、下限取得価額を下限とします。下限取得価額は2,500円であり、これは本件第三者割当の発行決議日の前営業日の当行普通株式の終値の約67.0%を基礎として設定された金額となります。かかる下限取得価額の設定は、当行普通株式の過去の株価推移や他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行における希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本件第三者割当により第1回A種優先株式に係る発行新株式数の上限である300,000株が発行され、かつ、発行される第1回A種優先株式の全部について、下限取得価額である2,500円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、第1回A種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権27,043個に対する第1回A種優先株式が下限取得価額2,500円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数12,000個の比率）は約44.4%となります。

しかしながら、前述したとおり、(i)第1回A種優先株式に係る一斉取得日は発行から約10年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、(ii)普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、(iii)発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、第1回A種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、(iv)当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2027年4月1日以降、金銭を対価とする第1回A種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と考えております。

前述したとおり、第1回A種優先株式の調達金額に合理性があることにも鑑みると、第1回A種優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

本件第三者割当においては、当行の株主のほか、当行の地元取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先および各割当予定先の割当株式数については、本日時点では未定となっております。

今後、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。なお、当行による依頼および割当予定先との間の交渉等を経て、割当予定先は2020年1月29日に決定する予定です。

また、割当予定先の実態に係る確認については、割当予定先は原則として当行の取引先となる見込みであり、当該取引先については当行との取引開始時に反社会的勢力等に該当しないことの確認を行っておりますが、本件の実施にあたっては、本件第三者割当に関する交渉を開始する前に、改めて当行内のシステムにより反社会的勢力への対応に関する内部規定に基づき反社会的勢力等でないことの確認を行い、第1回A種優先株式の割当予定先として決定するまでに、割当予定先並びに当該割当予定先の役員及び主要株主について反社会的勢力等に該当しないかの確認を行う予定です。

さらに、払込みに要する資金の状況については、①各割当予定先との面談等により、各割当予定先より第1回A種優先株式の払込みに必要な資金を保有している旨の説明を受ける予定であり、また、②上記①に加えて、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は四半期報告書を開示している各割当予定先に関しましては、各割当予定先が開示している直近の有価証券報告書又は四半期報告書に記載の財務諸表により現預金並びに経営成績及び財政状態を確認し、③上記②に該当しない各割当予定先に関しては、直近の計算書類や当行又は他行預金通帳等の払込みに要する資金の十分性を示す書類の写しの提出を依頼する予定です。

7. 募集後の大株主および持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2019年9月30日現在)	募集後
株式会社 福岡銀行 14.75%	同左
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口4) 7.74%	
福岡中央銀行行員持株会 7.08%	
株式会社 西日本シティ銀行 5.57%	
株式会社 宮崎太陽銀行 4.89%	
西武瓦斯 株式会社 4.88%	
西日本鉄道 株式会社 4.56%	
株式会社 豊和銀行 4.18%	
株式会社 南日本銀行 4.07%	
学校法人 帝京大学 2.38%	

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式 18 千株は含まれておりません。

(2) 第1回A種優先株式

募集前	募集後
該当なし	未定 (注)

(注) 割当予定先および割当予定先の割当株式数が現時点では未定のため記載しておりません。なお、割当予定先は 2020 年 1 月 29 日に決定する予定です。

## 8. 今後の見通し

本件第三者割当による業績に与える直接的な影響はございません。本件第三者割当を実施することにより、当行は自己資本の増強および財務基盤の強化を実現し、将来の事業展開に備え安定的な収益基盤を向上させるとともに、企業価値の向上を図ることができると考えております。なお、本件第三者割当が当行の現時点における想定どおりに実施できた場合には、2020年3月末の当行の自己資本比率は約8%になる見込みです。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に規定される独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続を要します。

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会において第1回A種優先株式に係る授権枠設定等について承認されていることから既存株主による一定の理解を得ていること、本件第三者割当による資金調達について、普通株式の発行と異なり、直ちに普通株式に係る希薄化が生じるものではないこと、また、前述したとおり、第1回A種優先株式の調達金額に合理性があることに鑑みると、本件第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、条件決定後から臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴い相当のコストを要することから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者による本件第三者割当の必要性および相当性に関する意見を入手することといたしました。

当行は、当行の経営者から一定程度独立した者として、当行社外取締役監査等委員である林田スマ氏および行正晴實氏の2名（以下「本件独立第三者」といいます。）に対して、本件第三者割当の必要性および相当性に関する客観的な意見を求めました。その結果、本件独立第三者より(i)バーゼルⅢ国内基準のもとでの十分な単体自己資本比率を確保し、安定的な収益基盤を強化することで、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすべく、内部留保の蓄積に努めるとともに、自己資本の充実を図るという資金調達目的、資金使途及び調達資金の額に関し、特に不合理な事情は認められず、資金調達の必要性は認められると評価できること、(ii)当行は他の資金調達手段について既存株主保護の観点を中心に調査・検討を行った上で、本件第三者割当による資金調達方法を適切と判断しており、その判断に特に不合理な事情は認められず、他の資金調達手段との比較において本件第三者割当は相当性を有するものと評価できること、並びに(iii)割当予定先の選定方法について反社会的勢力との関係がないことの確認を含め不透明な恣意性や不合理な点が認められないこと、独立した外部専門家からの上記株式価値算定書を考慮したうえで第1回A種優先株式の商品性が決定されていること及び希薄化による既存株主に生じ得る影響を考慮すると、割当予定先、第1回A種優先株式の内容及び発行数量等の本件第三者割当の主要な発行条件に関し、特に不合理な事情は認められず、相当性を有するものと評価できることを踏まえると、本件第三者割当は資金調達の必要性が認められ、他の資金調達手段との比較及び発行条件について相当性を有し、本件第三者割当が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであり、また、第1回A種優先株式の発行条件に関しては、第1回A種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、かつ公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から、本件第三者割当の必要性及び相当性が認められると評価できる、との意見が本日付で表明されています。

10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
経常収益(百万円)	9,698	9,609	9,875
経常利益(百万円)	1,009	1,311	790
当期純利益(百万円)	705	868	479
1株当たり当期純利益(円)	260.48	320.46	176.94
1株当たり配当額(円)	普通株式 5.00	普通株式 27.50	普通株式 50.00
(内1株当たりの中間配当額(円))	(2.50)	(2.50)	(25.00)
1株当たり純資産額(円)	10,343.47	10,669.80	10,256.92

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益は、2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。なお、1株当たり年間配当額および1株当たり中間配当額については、実際の1株当たり配当金の額を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(2019年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 2,737,160株	100.00%
現時点の転換価額における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	388	375	3,700
高 値	405	3,890 (385)	3,800
安 値	336	3,550 (353)	3,455
終 値	378	3,770	3,510

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しており、2018年3月期の株価については、株式併合後の高値および安値を記載し、株式併合前の高値および安値を( )にて記載しております。

②最近6ヶ月間の状況

	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月
始 値	3,510	3,625	3,600	3,525	3,515	3,570
高 値	3,600	3,700	3,600	3,550	3,585	3,800
安 値	3,430	3,500	3,405	3,400	3,450	3,500
終 値	3,600	3,600	3,585	3,520	3,510	3,730

(注) 2019年11月の株価については、2019年11月25日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2019年11月25日
始 値	3,730円
高 値	3,730円
安 値	3,730円
終 値	3,730円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
総合企画部 橋本  
T E L 092-751-4429

株式会社福岡中央銀行  
第1回A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社福岡中央銀行第1回A種優先株式（以下「第1回A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数（上限）  
300,000株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき10,000円（総額（上限）金3,000,000,000円）
4. 増加する資本金の額  
1株につき5,000円（総額（上限）金1,500,000,000円）
5. 増加する資本準備金の額  
1株につき5,000円（総額（上限）金1,500,000,000円）
6. 発行方法  
第三者割当の方法による。
7. 申込期間  
2020年2月14日（金曜日）から2020年3月9日（月曜日）まで
8. 払込期日  
2020年3月10日（火曜日）
9. 第1回A種優先配当金
  - (1) 第1回A種優先配当金  
当行は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭（2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日（同日を含む。）から2020年3月31日（同日を含む。）までの間の日数につき1年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「第1回A種優先配当金」という。）の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対して第10項に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 第1回A種優先中間配当金

当行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回A種優先配当金相当額

第1回A種優先株式1株当たりの経過第1回A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回A種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

第1回A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

13. 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式の払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本号においては、第11項(3)に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2030年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日に残存する第1回A種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）および経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、本(1)においては、上記11.(3)に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「一斉取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が2,500円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記(3)による調整を受ける。）とする。

(3) 下限取得価額の調整

- イ. 第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む。）の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(3)に準じて調整する。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ハ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

#### 16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

当行は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当行は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権付無償割当てを行わない。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上